

大阪港BCPの充実化について

・BCP充実化の概要

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日内閣府)において、「港湾BCPの充実化」が位置付けられ、2020年度内を目標に各港にてBCPの充実化を図ることになっている。BCPの充実化の対象インフラと内容は下表の通り。

分野	対象インフラ	内容
港湾	外貿コンテナターミナル	従前の大阪港BCP直下型地震編、海溝型地震編に既に記載されているため、新たに高潮・暴風編を策定し充実化完了。
	緊急物資輸送ターミナル	
	臨港道路(橋梁・トンネル含む)	
	内貿ユニットロードターミナル	大阪港BCP(直下型地震編、海溝型地震編、高潮・暴風編)3編に新たに内容を追記
	クルーズターミナル	
	防波堤	

・大阪港BCPへの追記内容【概要】

①内貿ユニットロードターミナル

- ・「内貿ユニットロード貨物輸送」※は、早期復旧により、機能の中断・低下に伴う影響を最小限に抑える必要があることから、BCPにおける「基本方針」の「対象とする機能」に追加
- ・「対象とする機能」への追加に伴い、「港湾機能の回復目標」、「災害対応計画」等における記載の追加

※内航フェリー・RORO船・コンテナ船による貨物輸送

②クルーズターミナル

- ・「クルーズ客船事業」を、適切な時期に再開するため、BCPにおける「基本方針」の「対象とする機能」に追加
- ・「対象とする機能」への追加に伴い、「港湾機能の回復目標」、「災害対応計画」における記載の追加

③防波堤

- ・「防波堤」は、荷役時の静穏度を確保するための重要な施設である。そのため、BCPにおける「災害対応計画」の対応計画表中の「点検施設」として追記。

「内貿ユニットロード貨物輸送」の追加について

①「内貿ユニットロード貨物輸送」

大阪港BCP(海溝型地震編、直下型地震編、高潮・暴風編)の「基本方針」の「対象とする機能」の項目に追加する。
応急復旧の優先順位は「緊急物資輸送」「国際コンテナ貨物輸送」の次ぐ**3番目**とする。

大阪港における内貿ユニットロードターミナル(p.3 位置図参照)

内航フェリー: F-1、F-3、F-4、R-3、R-4、R-5

RORO船 : A岸壁、F-7、F-8

コンテナ船 : A岸壁、B岸壁、D岸壁、E岸壁、F岸壁、G岸壁、HS岸壁、大正第1突堤、北港岸壁 計 53バース

1 大阪港BCPの対象とする岸壁

重要インフラの緊急点検実要領における「主要な」内貿ユニットロードの定義※を考慮し、下記の通りとする。ただし、「緊急物資輸送」の対象岸壁を除く。(p.4 位置図参照)

内貿ユニットロード貨物輸送 対象岸壁

種別	岸壁名
内航フェリー	F-1、F-3、F-4、R-3、R-4、R-5
RORO船	A-7、F-7、F-8
コンテナ船	E-6

計 10バース

※「主要な」内貿ユニットロードの定義(「重要インフラの緊急点検実要領」より)

i. 次のいずれかの要件を満たす国有港湾施設

イ. 年間取扱量が国際フィーダー5000TEU以上又は国内コンテナ10万TEU以上の港湾における内貿コンテナ岸壁

ロ. 長距離フェリー(航路距離300km以上)又は北海道と本土の間を就航するフェリー岸壁

ハ. 年間取扱量(積載シャーシ)が5万台以上の港湾における内貿RORO岸壁

ii. 上記イ～ハの要件を満たす補助施設等又は週7便以上の内航定期航路が就航する岸壁

2 港湾機能の回復目標

海溝型地震編・直下型地震編については、「国際コンテナ貨物輸送」(7日以内)の後に復旧着手となるため、発災後**2週間以内**に、岸壁及び輸送ルート等の被災状況を踏まえ、**最低限度(少なくとも1バース以上)の範囲で応急復旧を行い、輸送ルートを確保する。**

高潮・暴風編については、岸壁自体が被災する可能性は低いことから「緊急物資輸送」「国際コンテナ貨物輸送」と同様の発災後**3日以内**に、岸壁及び輸送ルート等の被災状況を踏まえ、**最低限度(少なくとも1バース以上)の範囲で応急復旧を行い、輸送ルートを確保する。**

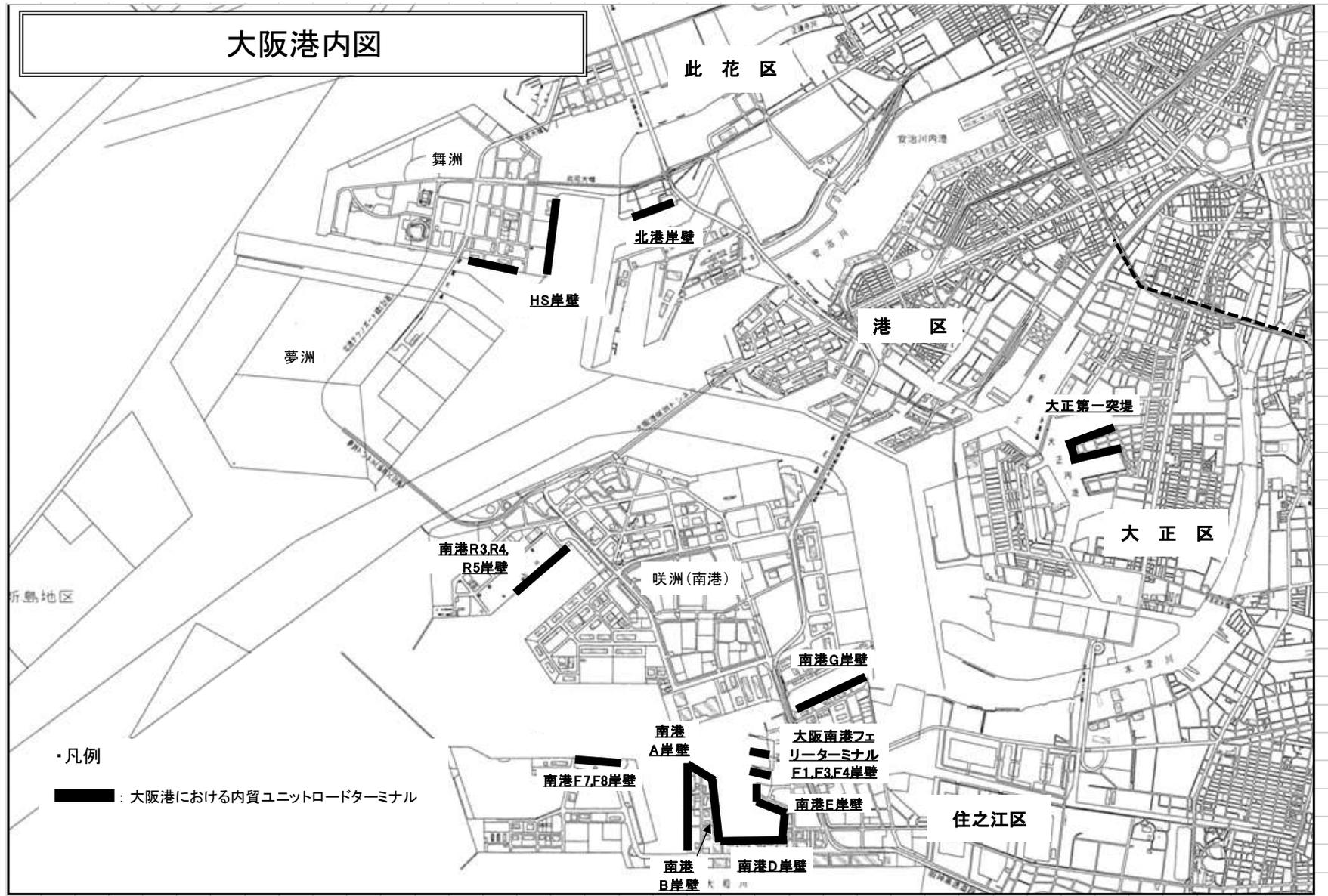
3 災害対応計画

上記の回復目標を踏まえ、「緊急物資輸送」「国際コンテナ貨物輸送」と同様に回復行動の時系列と関係機関の表を作成。(p.5～7 参照)

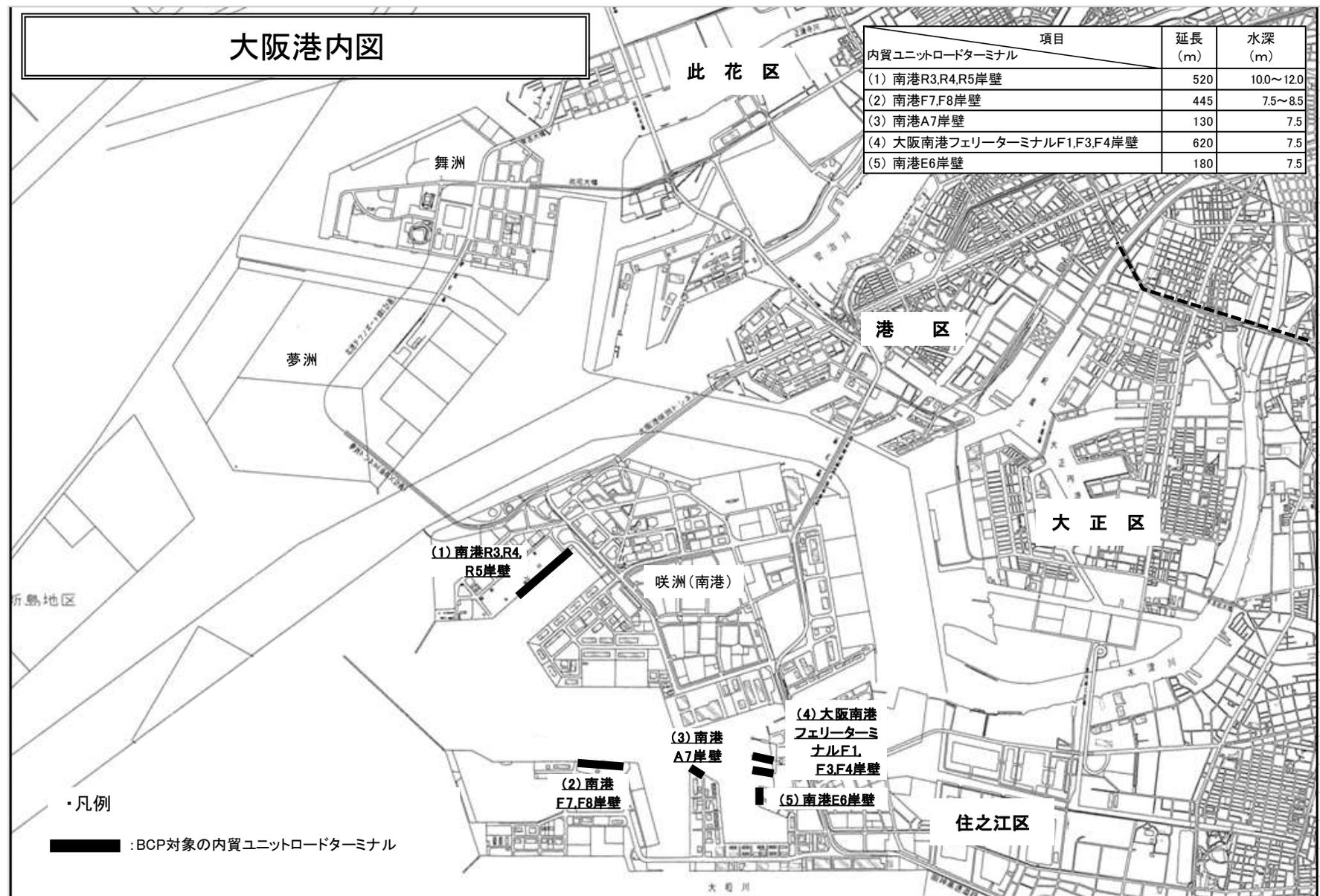
4 啓開が必要な水域

航路啓開範囲として、F-1、F-3、F-4、E-6、R-3、R-4、R-5岸壁前を追加。(p.8 参照)

大阪港における内貿ユニットロード貨物輸送の岸壁位置図



BCP対象の内貿ユニットロード貨物輸送の岸壁位置図



「内貿ユニットロード貨物輸送」の対応計画<直下型地震編>

表4-3 直下型地震時における内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画

		内貿ユニットロード貨物輸送対応														関係機関														
																近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フリ協会	大阪港物産センター	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	※1 関係民間団体		
避難・体制設置・情報収集	共通															○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海域															●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の被災状況の点検等	陸域															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域															●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応急復旧活動※2	海域															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内貿ユニットロード船の受け入れ準備	海域															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施	海域															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力を指す。（協定締結先）
 ※2：応急復旧活動（陸域）を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：点検する防波堤の位置図は別紙

「内貿ユニットロード貨物輸送」の対応計画<海溝型地震編>

表4-3 海溝型地震時における内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画

		内貿ユニットロード貨物輸送対応										関係機関									
												近畿地方整備局 大阪海上保安部 大阪税関 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局(管理者) 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フリ協会 大阪港勿々 大阪湾水先区水先人会 大阪港埠頭㈱ 阪神国際港湾㈱ ※1 関係民間団体									
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置										報告									
	共通	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)										情報集約									
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地防波堤 ^{※3} の点検等への協力要請										調整									
	海域	航路・泊地防波堤 ^{※3} の被災状況の点検(使用可否) ・緊急物資・国際コンテナ関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請										立会 許可・安全確認 立会 立会 実施									
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請										調整									
応急復旧活動 ^{※2}	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施										立会 許可・安全確認 立会									
	陸域	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否) ・応急復旧するバースについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請										実施 実施 実施 実施 支援									
内貿ユニットロード船の受け入れ準備	海域	緊急物資輸送・国際コンテナ貨物輸送と同時着手										立会									
	陸域	緊急物資輸送の応急復旧後に着手										立会									
内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施	海域	内貿ユニットロード船の着岸準備										報告(再開時) 再開確認									
	陸域	内貿ユニットロードの荷役実施の準備										報告(再開時) 再開確認 荷役完了後、目的地へ輸送(⇒荷主より輸送業者等へ要請)									

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：点検する防波堤の位置図は別紙

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

「内貿ユニットロード貨物輸送」の対応計画<高潮・暴風編>

表6-3 高潮・暴風時における内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画

項目	共通	内貿ユニットロード貨物輸送対応		関係機関												
		高潮・波浪・暴風 警報解除 0h	内貿ユニット ロード貨物輸送 72h	近畿 地方 整備局	大阪 海上 保安 監部	大阪 税関	大阪府 西大阪 治水 事務所	大阪 港湾局 (港湾 管理者)	大阪 船主会	大阪 港運 協会	大阪 フェリ 協会	大阪港 羽咋 ター	大阪湾 水先区 水先人 会	大阪港 埠頭(株)	阪神 国際 港湾(株)	※1 関係 民間 団体
避難・体制設置・情報収集	共通	体制設置		○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○
		被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)						●								
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤等の点検等への協力要請		●				●						○	○	○
		航路・泊地・防波堤等の被災状況の点検(使用可否)	・使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設等の点検等への協力要請		●				●						○	●	○
		港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)	・応急復旧するバスについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請	●				●						●	●	○
応急復旧活動 ※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施						○	○	○	○	○	○	○	○	●
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施						○	○	○	○	○	○	○	○	●
内貿ユニットロード船の受け入れ準備	海域	内貿ユニットロード船の着岸準備							○		○	●	●			
	陸域	内貿ユニットロードの荷役実施の準備								●						
内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施	海域	内貿ユニットロードの運航支援	着岸	○				○		○	○	●	●			
	陸域	内貿ユニットロードの荷役等		○				○		○	○	○	○	○	○	○

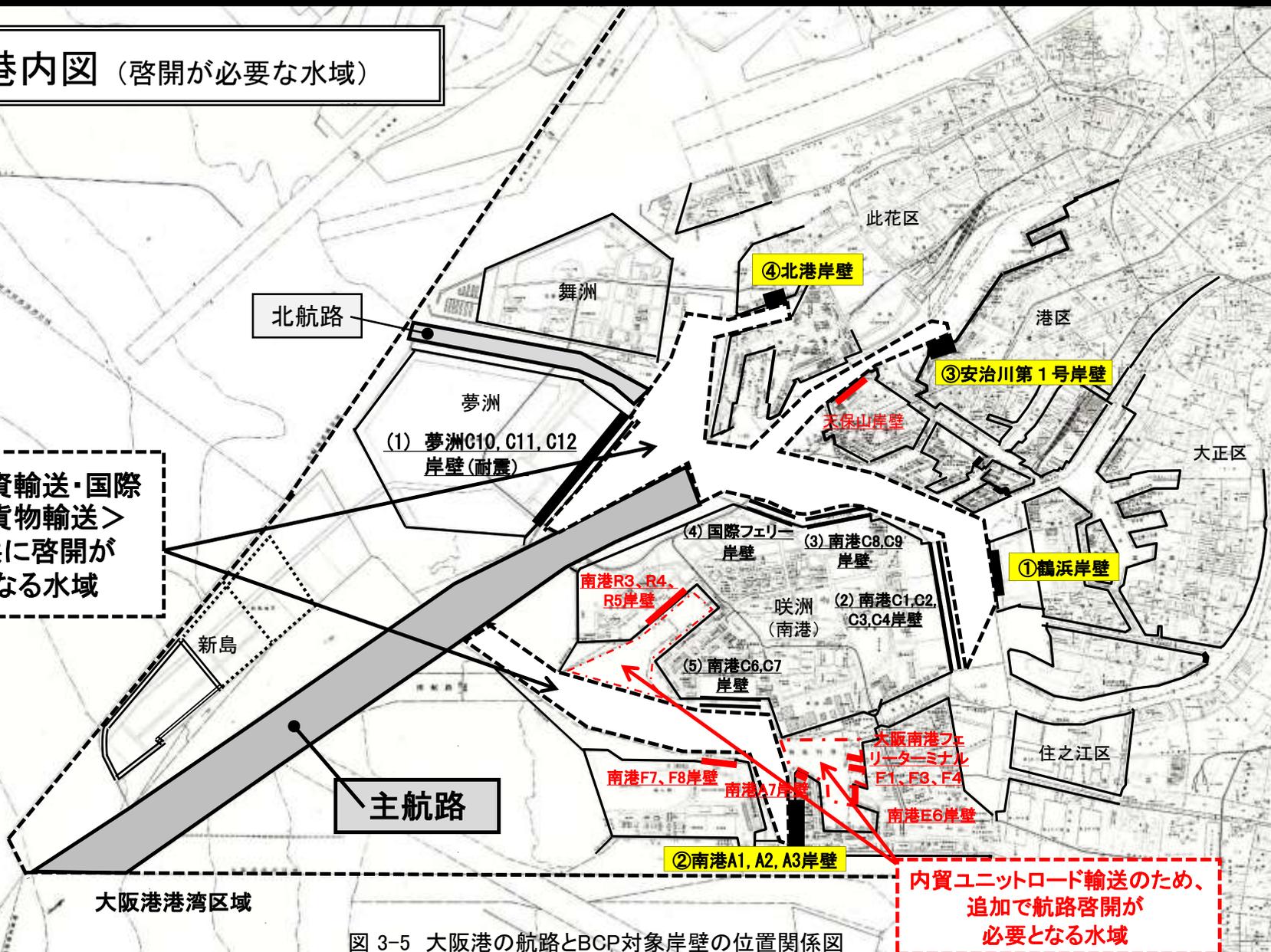
※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：点検する防波堤の位置図は別紙

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

航路啓開範囲の追加について

大阪港内図（啓開が必要な水域）

＜緊急物資輸送・国際
コンテナ貨物輸送＞
航路と共に啓開が
必要となる水域



内貨ユニットロード輸送のため、
追加で航路啓開が
必要となる水域

図 3-5 大阪港の航路とBCP対象岸壁の位置関係図



「クルーズ客船事業」の追加について

②「クルーズ客船事業」

大阪港BCP(海溝型地震編、直下型地震編、高潮・暴風編)の「基本方針」の「対象とする機能」の項目に追加する。
応急復旧の優先順位は「緊急物資輸送」「国際コンテナ貨物輸送」「内貿ユニットロード貨物輸送」に次ぐ**4番目**とする。

大阪港におけるクルーズターミナル
天保山岸壁、中央突堤北側岸壁、鶴浜岸壁

1 大阪港BCPの対象とする岸壁

旅客施設(ターミナルビル等)を有していることや、近年のクルーズ船の大型化への対応を考慮すると、他の岸壁での代替が困難であるため、天保山岸壁を大阪港BCPの対象とする。(p.10 位置図参照)

クルーズ客船事業 対象岸壁

種別	岸壁名
クルーズターミナル	天保山岸壁

2 港湾機能の回復目標

海溝型地震編・直下型地震編については、大阪港の「緊急物資輸送」「国際コンテナ貨物輸送」「内貿ユニットロード貨物輸送」の機能が概ね確保されたのち適切な時期に運航ルートを確保する。なお、クルーズ客船の受入れについては、港における経済活動が十分回復してから再開することを目標とする。

高潮・暴風編については、岸壁自体が被災する可能性が低いことから「緊急物資輸送」「国際コンテナ貨物輸送」と同様の 3日以内に運航ルートを確保する。

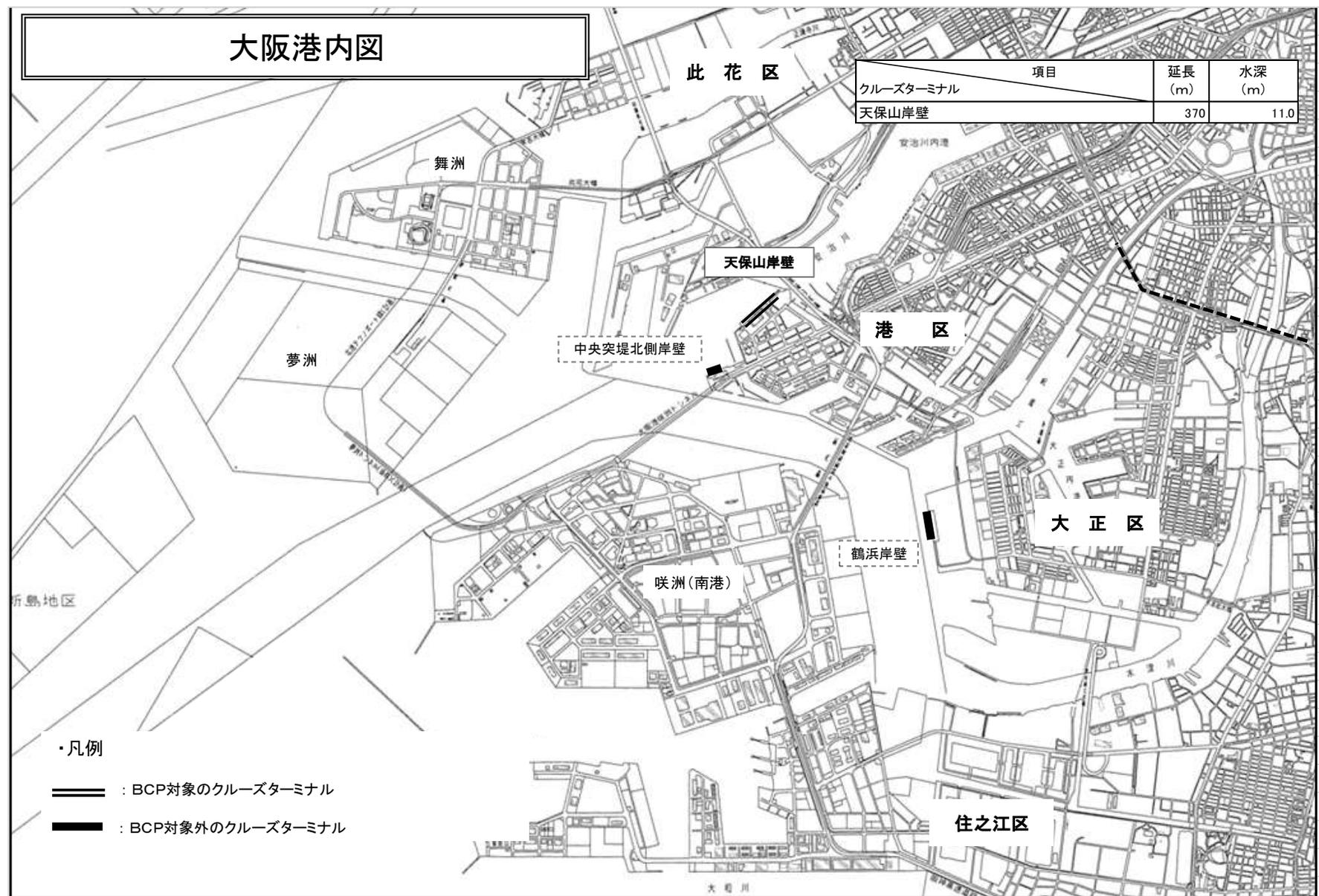
3 災害対応計画

上記の回復目標を踏まえ、高潮・暴風編において「緊急物資輸送」「国際コンテナ貨物輸送」「内貿ユニットロード貨物輸送」と同様に、回復行動の時系列と関係機関の表を作成。(p.11 参照)

4 啓開が必要な水域

緊急物資輸送の航路啓開範囲に含まれるため、変更なし。

BCP対象のクルーズ客船事業の岸壁位置図



「クルーズ客船事業」の対応計画<高潮・暴風編>

表6-4 高潮・暴風時におけるクルーズ客船事業への対応計画

		クルーズ客船事業対応						関係機関																			
		高潮・波浪・暴風 警報解除						クルーズ客船事業						近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港務局(管理者))	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリ協会	大阪港「カ」セター	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港湾(株)	※1 関係民間団体	
台風通過後		0h	12h	24h	48h	72h																					
避難・体制設置・情報収集	共通	体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)						○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	海域	航路・泊地・防波堤等の点検等への協力要請	使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請						●	調整		●														○	
施設の被災状況の点検等	陸域	港湾施設の点検等への協力要請							○	○	許可・安全確認	○	●													●	
	陸域	港湾施設(岸壁・ターミナル等)の被災状況の点検(使用可否)							●	調整		●														○	
応急復旧活動 ※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施								○	許可・安全確認	○	●													●	
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施										○	●														●
クルーズ客船の受け入れ準備	海域	クルーズ客船の着岸準備																									
クルーズ客船の着岸等	海域	クルーズ客船の運航支援																									
							着岸	○	報告(再開時)		○																

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

- ※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
- ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
- ※3：点検する防波堤の位置図は別紙

「防波堤」の追加について

③「防波堤」

・下図の防波堤はBCP対象の岸壁の静穏度に影響することから、重要な点検施設の1つとして位置付ける。

